

建設現場へのモニターカメラ設置に関する試行要領（案）

1. 目的

公共工事の品質の確保について、現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施工の確保を図ることを目的とする。

また、併せて公共事業の執行に関する説明責任向上の観点から、必要に応じ施工状況の映像を見学施設等において一般見学者等に公開することにより、事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。

なお、試行は今後の適正な取り組みに資するため、複数の工事箇所を選定し、取り組みの効果の検証及び課題の抽出を行うために実施するものである。

2. 設置及び運用

- (1) 監督業務の補助手段という性格から、モニターカメラは当該工事現場内において必要に応じた設置台数を確保することとするが、その際、付近住民のプライバシー保護の観点から問題が生じる恐れのないように配慮することとする。なお、設置費用は発注者が負担することとする。
- (2) 監督職員用に設置するモニターについては、工事施工状況の把握の充実の効果が期待できる場所に設置するよう考慮するものとする。なお、監督職員の業務形態を考慮し、当該工事現場からある程度離隔された場所等の条件を加味して判断することとする。
- (3) 一般見学者用に設置するモニターについては、見学施設に設置するなど設置の効果が十分期待できるよう考慮することとする。またインターネットを活用しホームページ上での画像提供も可能であるものとする。
- (4) モニターカメラの操作は監督職員のみが行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は工事の作業実施時間内とする。
- (5) 監督職員の確認頻度は随意とし、確認した映像は基本的に録画するものとする。
- (6) 設置及び運用については、設計図書に明示することなどにより当該工事の請負者にその内容を通知するとともに理解を得るよう努力することとする。

3. 試行の対象

「1. 目的」を踏まえ、平成16年度内に設置及び運用開始が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を試行対象とし、各地方整備局管内で1～2カ所試行対象工事を選定することとする。

4. 効果の把握

今後の適正な取り組みに資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出の観点から、施工者及び監督職員等を対象にアンケート形式による調査を行うこととする。

5. その他

モニターカメラは本要領（案）の目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合には、この限りではない。